

十カ町

町並み景観通信

発行人：十カ町会景観専門委員会・川越市都市計画部

発行日：平成20年3月

連絡先：川越市都市計画部都市景観課 049-224-8811

十カ町町並み景観通信は、平成5年の十カ町会景観専門委員会設置により始まり、第10号まで発行されています。

都市景観形成地域が指定されてから、3年半が経ちました

平成16年9月に「川越十カ町地区都市景観形成地域」が指定されてから3年半が経ちました。

十カ町景観専門委員会では地域指定の後、お知らせ看板の設置や建物などの届出に対する川越市の指導内容について、話し合いをもってきました。

この通信では、地域内での建築などの届出状況とお知らせ看板の設置状況、また地区内の鴉山稲荷神社の改修についてご紹介します。



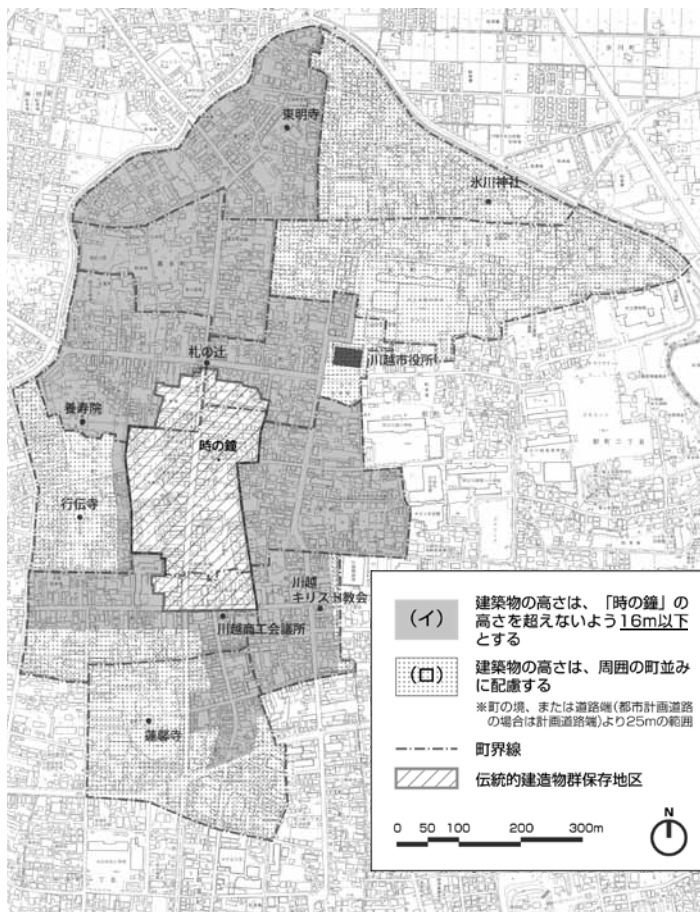
川越十カ町地区都市景観形成地域とは？

平成16年9月17日、伝建地区を含む通称十カ町地区（約78.3ha）が川越市都市景観条例に基づく都市景観形成地域に指定されました。

十カ町の町並み景観を守り育てるため、建築の際には地域景観形成基準を守り、市へ届出をする必要があります。特に右図のイの範囲における建築物の高さは、「時の鐘」の高さを超えないよう 16m以下 する必要があります。

地域景観形成基準（主なルール）

1. 建築物の高さは周囲の町並みに配慮する（右図のイの範囲では 16m以下 とする）
2. 主要な道路に面する建物のデザインは伝統的な建物と調和するよう配慮する
3. 大規模な屋外広告物の設置を控える

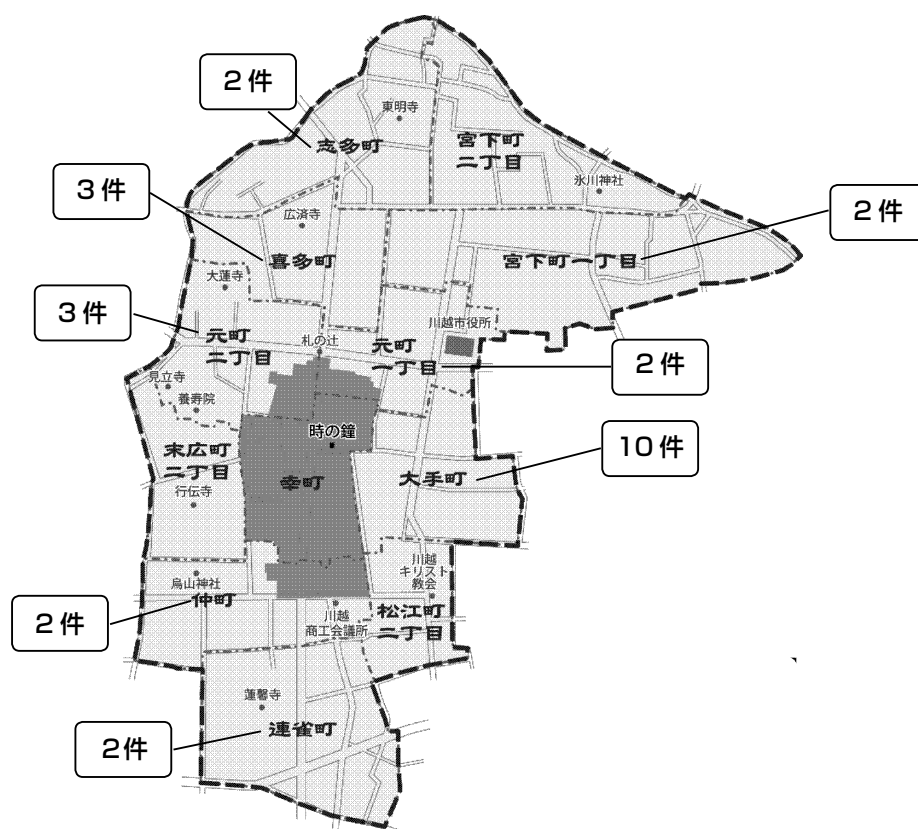


建築などの届出状況のご報告

川越十カ町都市景観形成地域内において、平成19年4月～12月までの建築などの届出件数は、専用住宅が12件、共同住宅が4件、その他10件の合計26件でした。

平成19年4月～12月までの届出件数

用途	届出件数
専用住宅	12
共同住宅	4
店舗	
その他	10
合計	26



主な届出箇所

届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
 - 1) 高さ1.2mを超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - 2) 樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

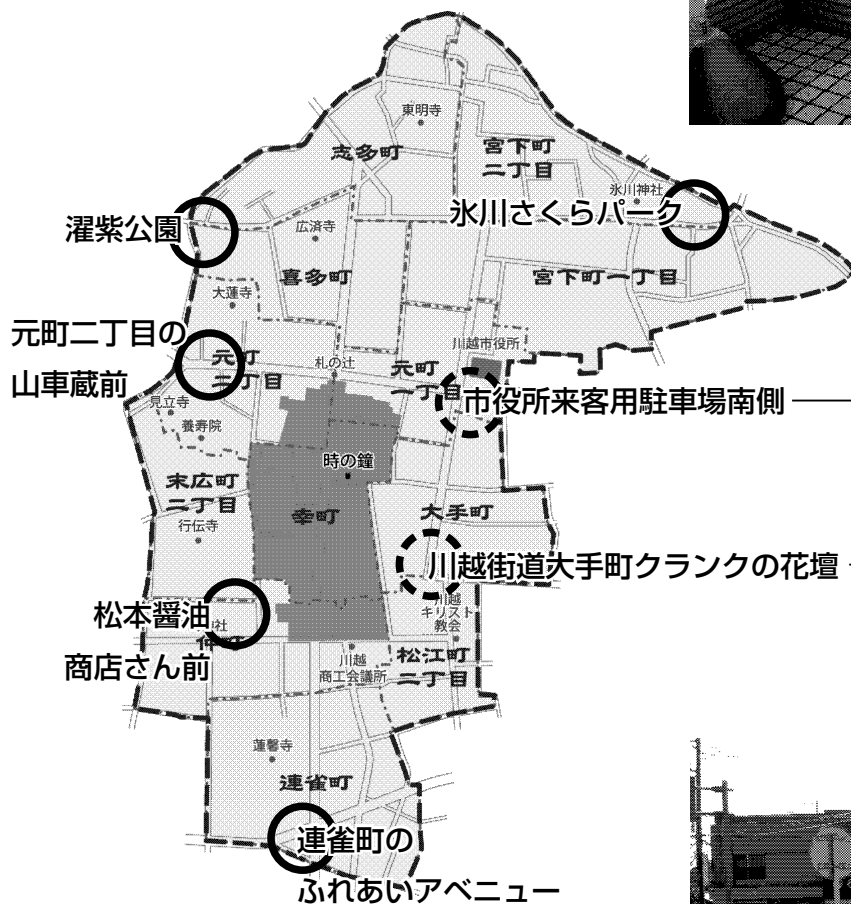
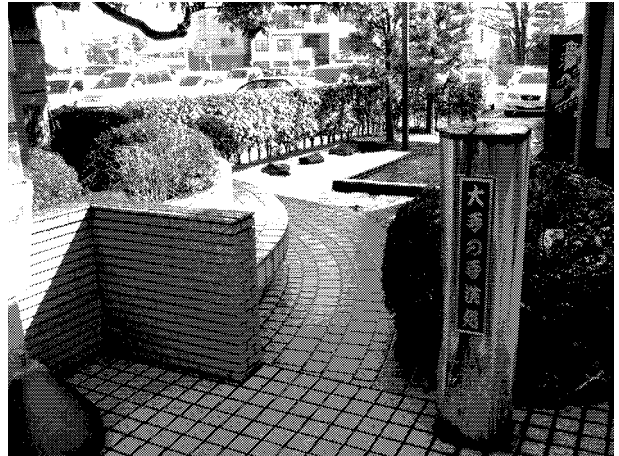
※川越市都市景観条例施行規則第6条により届け出を必要としない通常の管理行為、軽易な行為等が定められています。

地域指定をお知らせする看板を設置しました


川越十カ町景観形成地域の指定をお知らせする看板が、これまで地区内5箇所に設置されています。今年度も、十カ町会や川越市において設置場所が検討され、新たに「市役所来客用駐車場南側」、「川越街道大手町クランクの花壇」に設置予定です。



啓発看板



凡例

-  看板の設置場所
-  新たに設置を検討中の場所



